

青色申告

蒲田会報

No. 810

令和4年11月号

ホームページのパスワード
f5ms

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

ホームページをリニューアルしました

10月3日(月)、当会のホームページをリニューアルしました。
従来のホームページと比較してスマートフォンでの閲覧しやすくなり、また、会員専用ページを新設し、蒲田会報「青色申告」の最新版を掲載しますので、是非、ご活用ください。



● ホームページ「会員の方」ページの活用例

- ・会報が見当たらない → 蒲田会報「青色申告」のページに最新号はもちろん、バックナンバーも掲載しております。
- ・記帳指導の予約をしたけど、受付票を毎回書くのが面倒くさい → 「記帳指導」のページの「指導受付票」をダウンロードしてください。「エクセル版」は会員名等を入力して保存、印刷したものをご持参ください。「PDF版」は会員名等をご記入いただき、それをご持参ください。
- ・年末調整指導会に必要な、「保険料控除申告書」が欲しい → 「源泉・年末調整指導会」のページの「源泉徴収義務者の方」のボタンは、国税庁ホームページにリンクしていますので、必要な書類を入手できます。
- ・確定申告指導会の予約をしたいけど、冊子が手元にない → 「確定申告指導」のページに「確定申告のご案内」を掲載しております。
- ・青色共済に加入しているが、入院をしたので手続きをしたい → 「共済・保険制度」のページに「入院見舞金請求書兼確認書」を掲載しておりますので、記入見本を参照に、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、証明書等と共に提出ください。

などなど

● ホームページアドレス

- ・パソコンの方 → <http://www.kamata-aoiro.or.jp>

- ・スマートフォンの方 →



● 会員専用ページの使い方

ホームページの「会員の方」ページは、パスワードを入力しないと閲覧できません。蒲田会報「青色申告」1ページの右上に、パスワードを掲載しますので、ご確認ください。なお、パスワード上部に掲載されている年月のみ有効となりますので、ご注意ください。

会報を紛失した方は、事務局までお問合せください。

蒲田会報

No. 810

令和4年11月号

ホームページのパスワード
f5ms

ルハイツ蒲田307号
X. 03(3732)1381
a-aoiro.or.jp

人 江川 慎郎

消費税の届出はお済みですか？

令和3年分（基準期間）の課税売上高が、1,000万円を超えた方や、令和4年1月1日から令和4年6月30日まで（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和5年（2023年）分について課税事業者となり、消費税の確定申告が必要になります。新たに消費税の課税事業者となる方は、すみやかに「消費税課税事業者届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計で判定することもできます。

また、令和5年（2023年）分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和4年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

消費税法が改正されました

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。飲食料品の売上げがある課税事業者の方、飲食料品の売上げがなくても飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方は、日々の記帳方法や申告の準備に、注意が必要です。

インボイス制度の登録申請書、受付開始しています

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。登録事業者になろうとする事業者は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要となります。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。登録事業者になろうとしている会員の方は、発行する「適格請求書」の準備等が必要となる場合もありますから、早めに登録申請書を提出しましょう。

※消費税の届出についての指導をご希望の方は、完全予約制にて受付しますので、事前に電話予約をしてください。なお、12月12日（月）から令和5年3月31日（金）は、消費税の届出についての指導は受付出来ませんので、ご了承ください。

記帳確認指導会開催のご案内

当会では「正しい申告」「正しい納税」をスローガンに、自己研鑽運動として、会員の皆様が「正しい記帳」を実現できるよう記帳確認指導会を実施しております。

特に、消費税の課税事業者の方で記帳内容に不備がある場合、思いもよらない多額の税額を納めることになりかねませんし、また、青色申告特別控除55万円（一定の要件を満たしている場合、65万円）を目指す方は、「正規の簿記の原則」にしたがった記録（記帳）方法が必要となります。

下記のとおり記帳確認指導会を開催いたしますので、是非、ご参加ください。なお、完全予約制となりますので、事前に電話予約をしてください。

日 程	時 間	場 所
11月14日（月）～25日（金） 〔土・日・祝日を除く〕	午前：9時30分・10時30分 午後：1時・2時	【事務局】 大田区蒲田5-43-7 ロイヤルハイツ蒲田307

- ◆ 日程に都合がつかない方は、事務局までお問い合わせください。
- ◆ 現在つけている帳簿、筆記用具をご持参ください。当日まで記帳されていなくとも結構です。
- ◆ 仕訳等の質問事項は、事前準備をお願いします。
- ◆ 「ジョブカン会計サポート」をお申込みの方で、パソコン上での記帳確認をご希望の場合、パソコンとモニターを接続して記帳確認を行います。ご希望の方は、USBメモリーにデータをバックアップしたものをご用意ください。ご自分のノートパソコンをお持ちになりたい方は、事前にインターフェイスに外部出力映像端子（VGA端子・HDMI端子）があることを確認してください。万一、データがバックアップ出来ていない、外部出力映像端子に不具合がある場合、記帳確認が出来ませんので、ご了承ください。不安のある方は、仕訳日記帳・全ての総勘定元帳をプリントアウトしたものをご持参ください。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の有無に関わらず、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを（鼻からあごを覆うように）正しく着用していただきますよう、お願いします。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

ワンポイント情報

◆住宅ローン控除の見直し

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - ・省エネ性能等の高い認定住宅等（※1）につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。
 - ・令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化します。
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置 等
 - ・会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（改正前：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ（※2）します。
 - ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とします。
 - ・合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和します。

<住宅ローン控除の対象となる住宅>

改正前		改正後		
		令和4・5年入居	令和6・7年入居	省エネ性能等 ↑高 ↓低
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	↑高 ↓低
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	
	一般住宅	4,000万円	2,000万円	↑高 ↓低
	その他の住宅(※4)	3,000万円	2,000万円	
既存住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)	3,000万円		↑高 ↓低
	一般住宅	2,000万円		
	その他の住宅(※4)	2,000万円		

- ※1 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
- ※2 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
- ※3 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより品質化した上で販売する住宅のことを指す。
- ※4 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
- ※5 既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。
- ※6 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

☆「青色家づくりサポート」もご活用ください。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

- [限度額] 2,000万円
- [利率] 1.13%（2022年10月1日現在）
- [融資対象]
 - ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人
- [使途] 事業資金（運転・設備資金）
- [返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください
・法律相談・税務相談・労務相談
《予約制・無料》
※本相談は経営に関する相談に
限定しております。

- ◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。
- ※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。
- ※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。
- ※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2023年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。
- ※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで
TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和4年10月1日から
時間額1,072円に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614 (直通))
 東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

業務改善助成金について

令和4年度業務改善助成金コールセンター (TEL 0120-366-440)
 東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)
 東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL 03-6893-1100 (直通))

都税だより

☆11月は個人事業税第2期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、11月30日(水)までにお納めください。納税には、スマートフォン決済アプリのほか、インターネット上の専用サイトからクレジット・カードでも納付できます。また、口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納付できますので、ぜひご利用ください。

☆小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和4年度分の税額を2割減免します。減免を受けるためには申請が必要です。申請期限は令和4年12月28日です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。また、こちらの申請については、東京共同電子申請・届出サービスを利用したインターネットでのお手続きもできます。詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所
 電話 03(3733)2411(代表)

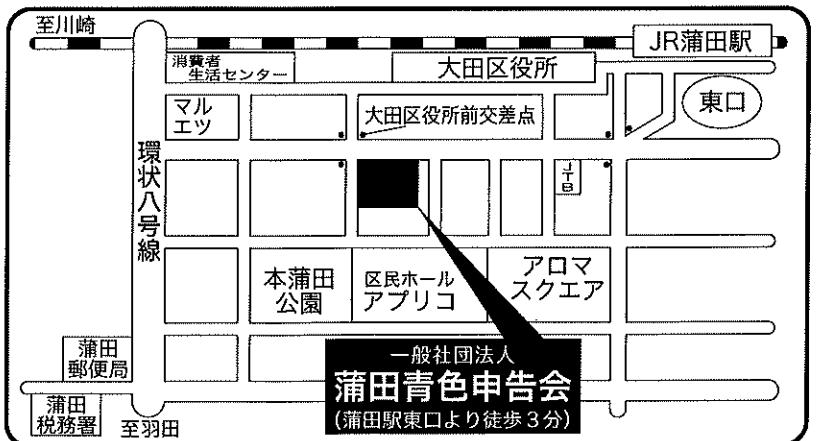
会費の口座振替をご利用の方へ

11月24日(木)に令和4年10月〜令和5年3月分(12,000円)が指定口座から引落しされます。残高不足にならないようご注意ください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

一般社団法人 入会金 2,000円
蒲田青色申告会 会費 年額24,000円
 (月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



十月 事業報告

- 四日・五日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務 事務局
- 六日 「説明会方式による記帳指導」業務 事務局
- 七日 執行部会 事務局
- 一日〜二日 令和4年入会者個別記帳指導 事務局
- 一四日 東青連第2ブロック専務事務局長会議 事務局
- ・東青連第2ブロック会長専務事務局長合同会議 事務局
- 世田谷青色申告会館
- 一七日 理事会 消費者生活センター
- 二〇日 蒲田税務五団体連絡協議会 蒲田税務署